

参 考 資 料

○ 「公認会計士試験制度懇談会」の開催について	…	1
○ 公認会計士試験制度改正の概要	…	2
○ 経歴別試験合格年齢及び勉強期間	…	3
○ 実務補習について	…	4
○ 実務経験（業務補助等）について	…	8
○ 継続的専門研修制度（CPE）について	…	10
○ 国際教育基準（抜粋）について	…	14

「公認会計士制度に関する懇談会」の開催について

1. 趣旨

- (1) 公認会計士については、監査業界のみならず経済社会の幅広い分野で活躍することが期待されているとの考え方にに基づき、社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい試験制度となるよう、平成15年に公認会計士法が改正され、平成18年より新しい試験制度のもとで公認会計士試験が実施されてきた。

(参考) 現行制度での合格者の推移

平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
1,372人	2,695人	3,024人	1,916人

- (2) しかし、現状においては、合格者の経済界等への就職は進んでおらず、社会人の受験者・合格者についても十分増加していないなど、現行制度の狙いは道半ばの状況にある。また、現状のまま推移した場合、公認会計士になるために必要な実務経験を満たすことができないことも懸念され、試験に合格しても公認会計士の資格を取得できないというおそれが高まることとなる。これは、試験制度の魅力を低下させる可能性もある。
- (3) こうした状況を踏まえ、公認会計士試験・資格制度等についての検討を開始するため、「公認会計士制度に関する懇談会」を開催する。

2. 検討事項

- ・試験制度のあり方について
- ・資格取得要件のあり方について
- ・その他

3. メンバー

別紙の通り。

4. 検討の進め方

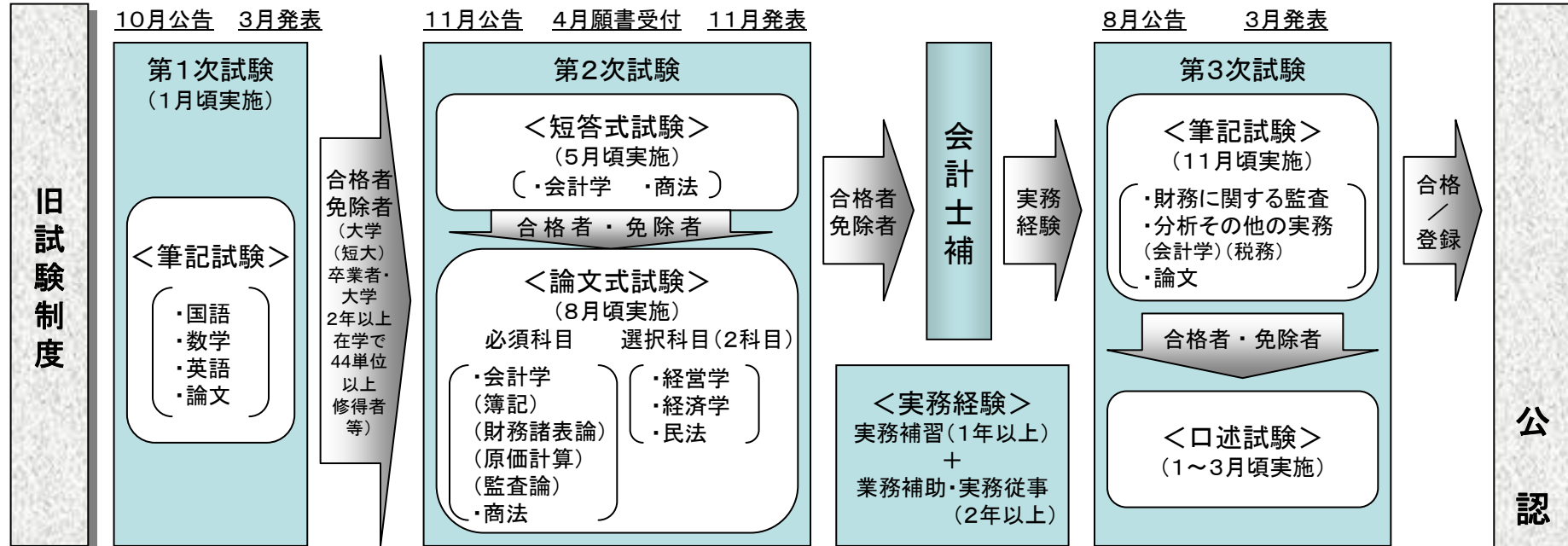
懇談会において検討を行い、来年央を目途に一定のとりまとめを行う予定。

5. 第一回会合の開催予定

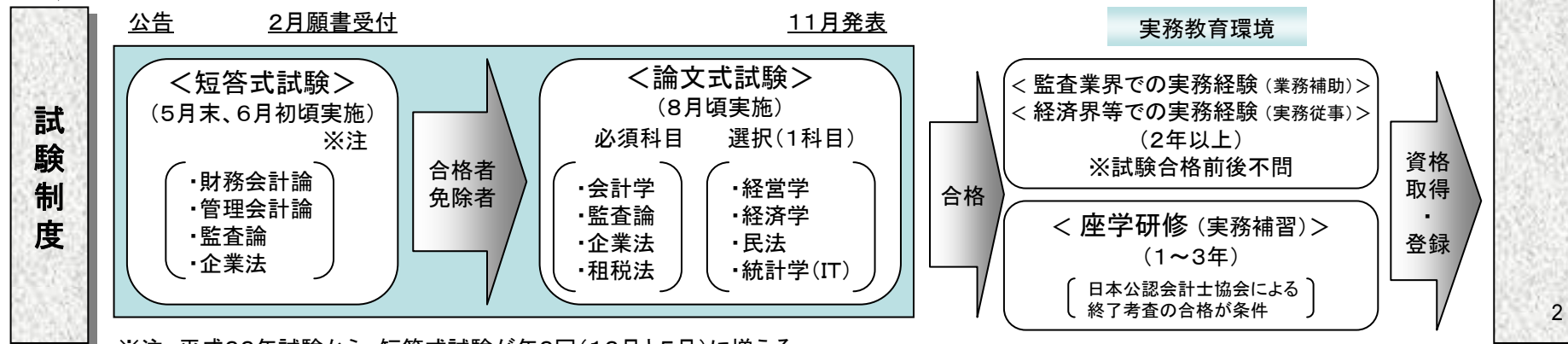
日時：平成21年12月10日（木） 9：30～11：00

会場：中央合同庁舎第7号館12階 共用第2特別会議室

【公認会計士試験制度改正の概要】



- 改正**
1. 試験体系を3段階5回から1段階2回(短答式試験、論文式試験)に簡素化
 2. 試験の一部免除の拡大等
 - ・短答式試験合格者に対する再受験免除制度(2年間)の導入
 - ・論文式試験における科目別再受験免除制度(2年間)の導入
 - ・企業などにおける実務経験者に対する財務会計論の免除
 - ・専門職大学院修了者などに対する短答式試験3科目(財務会計論、管理会計論、監査論)の免除
 3. 実務経験の位置付け変更(公認会計士の登録要件に変更)
 4. 会計士補の資格の廃止 等



公認会計士

経歴別試験合格年齢及び勉強期間

	平均合格年齢		平均勉強期間		人数(%)	内定率 (内定者の 平均年齢)
	短答式合格	論文式合格	勉強開始から 短答式合格まで	短答式合格から 論文式合格まで		
在学中	21.2歳	22.0歳	1.9年	0.8年	541人 (30.6%)	82.3% (22.1歳)
既卒業者	23.8歳	25.4歳	2.6年	1.6年	665人 (37.6%)	61.4% (24.8歳)
就業経験者	28.8歳	30.1歳	2.3年	1.3年	378人 (21.4%)	63.8% (28.7歳)
社会人	27.7歳	29.7歳	2.6年	2.0年	184人 (10.4%)	—
全体	24.5歳	25.8歳	2.3年	1.3年	1,768人 (100.0%)	67.8% (24.7歳)

(注)

- ・短答式試験の平均合格年齢は、論文式試験の平均合格年齢から、短答式合格から論文式合格までの平均期間を減算。
- ・論文式試験の平均合格年齢は、実務補習所入所時の年齢と同じとした。
- ・短答式合格から論文式合格までの平均期間については、短答式合格発表(6月)から論文式合格発表(11月)までの期間(5ヶ月=0.4年)を加算。
- ・内定率は、平成21年12月10日時点における就職希望者のうち内定が取れている者の割合。

実務補習

(実施母体)

実務補習機関：一般財団法人会計教育研修機構

＝日本公認会計士協会が中心となり、経済界、学界等の協力を得て、昨年7月に創設された財団

(2010年1月末)

実務補習所	第3学年	第2学年	第1学年	合計
東京実務補習所	1,626	1,969	1,334	4,929
札幌支所	16	24	15	55
仙台支所	17	30	20	67
長野支所	9	7	4	20
新潟支所	3	11	5	19
静岡支所	22	19	15	56
金沢支所	6	12	8	26
広島支所	11	32	17	60
高松支所	9	11	9	29
東海実務補習所	108	149	116	373
近畿実務補習所	475	470	350	1,295
九州実務補習所	54	69	42	165
合計	2,356	2,803	1,935	7,094

- 実務補習は、修業年限を原則3年※とし、主に平日の夜間3時間(18時から)と土曜日の昼間9時間に講義等を実施している。
- 平成21年度から、企業勤務者の通所に配慮し、19時に開始する平日夜間3時間のグループを新設した。

※ 業務補助(又は実務従事)の期間が2年以上ある者については、所定の手続を経て修業年限を短縮することができる。

(実務補習の内容)

会計に関する理論及び実務 / 監査に関する理論及び実務 / 経営に関する理論及び実務

税に関する理論及び実務 / コンピュータに関する理論及び実務 / 公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理

その他必要と認める事項

なお、実務補習規則(内閣府令)第2条第2項により、上記に掲げる事項については、国際的な動向に十分配慮して実施するものとされている。

(実務補習科目)

科目	内容	コマ数	科目	内容	コマ数	科目	内容	コマ数
監査	1. 監査制度総論	3	会計	1. 開示制度	3	税務	1. 税務通論	2
	2. 監査手続総論	2		2. 財務諸表等規則	5		2. 法人税の実務	14
	3. 監査手続各論	20		3. 業務フロー	5		3. 所得税の実務	2
	4. 監査結果の要約	2		4. 英文財務諸表	3		4. 相続税の実務	1
	5. 連結	2		5. 非営利会計	4		5. その他の税法	5
	6. 国際監査基準	1		6. 個別テーマ	4		6. 国際税務	2
	7. その他の監査	4						
経営・情報システム	1. リスクマネジメントと内部統制	9	法規その他	1. 金融商品取引法	1	特別講義	特別講義	
	2. 企業分析	5		2. 公認会計士法	1		協会動向	1
	3. 企業評価の実務	2		3. 職業倫理	3		所長講話	1
	4. 企業におけるIT利用	8		4. その他(事例研究他)	9		その他	2
				5. ディスカッション	5			

(修業年限3年間の予定)

	区 分	回 数	単 位	出席単位
第1学年 (全体の約70%)	講義	65	3	195
	eラーニング	12	3	36
	ディスカッション	3	3	9
	ゼミナール	3	3	9
	宿泊研修	2	12	24
	合計単位			273
	審査	7	—	—
課題研究	3	—	—	
第2学年 (全体の約20%)	講義	20	3	60
	eラーニング	3	3	9
	ゼミナール	2	3	6
	合計単位			75
	審査	2	—	—
課題研究	2	—	—	
第3学年 (全体の約10%)	講義	10	3	30
	eラーニング	3	3	9
	合計単位			39
	審査	1	—	—
	課題研究	1	—	—

(実務補習修了の要件)

講義	3年間を通じて270単位以上の出席単位を取得すること
審査	10回の審査をすべて受け、各審査4単位以上、合計60単位以上の取得すること
課題研究	6テーマ分の課題研究(論文)を行い、各テーマ4単位以上、合計36単位以上を取得すること

加えて、

日本公認会計士協会が行う「修了審査」に合格すること

(入所料及び補習料)

入所料	15,000円
補習料	168,000円
合計	183,000円

修 了 考 査

【日本公認会計士協会作成資料】

科 目	考査時間	問題数	配点
会計に関する理論及び実務	3時間	大問2問	300点
監査に関する理論及び実務	3時間	大問2問	300点
税に関する理論及び実務	3時間	大問2問	300点
経営に関する理論及び実務(コンピュータに関する理論を含む。)	2時間	大問2問	200点
公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理	1時間	大問2問	100点

- 日本公認会計士協会が実施
- 修了考査運営委員会＝委員10名以内。ただし、1名は協会会員以外の学識経験者
- 1科目6名以内の出題委員を置き、修了考査の問題作成・調整及び採点に当たる。
- 修了考査は毎年1回原則として12月に2日間の日程で行われる。
- 東京都、愛知県、大阪府及び福岡県において実施する。
- 合格基準は、総点数の60%を基準として、運営委員会が相当と認めた得点比率とする。ただし、満点の40%に満たない科目が1科目でもある者は不合格とすることができる。

修了考査	受験願書提出者	合格者	合格率
平成18年	1,212	827	68.2%
平成19年	1,716	1,186	69.1%
平成20年	1,883	1,323	70.3%
平成21年	2,221		

業務補助等について

※ 業務補助等の種類

- ① 業務補助・・・監査業務について、公認会計士・監査法人を補助すること。
- ② 実務従事・・・財務に関する監査、分析その他の実務に従事すること。

※ 条件等

種類	対象者	対象業務
業務補助	会計事務所又は監査法人の従業者	1年に2以上の法人の財務書類の監査又は証明 (金融商品取引法、会社法監査の場合は1以上の法人で可)
実務従事	国又は地方公共団体の職員	国又は地方公共団体若しくは資本金5億円以上の法人の会計に関して ・検査若しくは監査の事務 ・国税に関する調査若しくは検査の事務
	銀行、保険会社、無尽会社等の社員	・貸付け ・債務の保証 ・その他上記に準ずる資金の運用に関する事務
	一般法人の社員	資本金5億円以上の法人において ・原価計算その他の財務分析に関する事務

上記の業務を通算して2年以上行なったことについて、公認会計士試験合格者が個別に申請を行い、金融庁において審査を実施。

※ 実際に認められた実務従事の例

<p>典型的な事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 国税局において、税務調査の業務を2年間担当した。 ② 銀行において、法人融資の業務を2年間担当した。 ③ 資本金5億円以上ある企業の経理部で、財務書類の作成など決算に関する業務を2年間担当した。 ④ 資本金5億円以上ある企業の企画部において、予算実績の管理に関する業務を2年間担当した。 ⑤ 資本金5億円以上ある企業の工場において、製品の原価管理を含む、当該工場の経理に関する業務を2年間担当した。
<p>実態として法令に合致しているとして認められた事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 資本金1億円未満の企業に勤務しているが、親会社(資本金5億円以上)の経理部門の業務がアウトソーシングされているため、親会社の決算業務を2年間担当した。 ② 財務書類の適正性を確保するための内部統制が適切か否かを調査する部門で、内部統制上の問題点を改善する業務を2年間実施した。 ③ 証券会社のアナリストとして、各上場企業の財務分析を行う業務を2年間担当した。 ④ 資本金1億円程度のコンサルティング会社に勤務しているが、資本金5億円以上の企業数社と財務アドバイザー契約を締結し、財務分析等を行う業務を2年間担当した。 ⑤ 税理士事務所に勤務していたが、資本金5億円以上の企業に派遣され、決算に関する業務を2年間担当した。

※ 業務補助と実務従事の割合

	業務補助人数	実務従事人数	合計	実務従事割合
旧試験時代	10,528人	408人	10,936人	3.73%
平成19年度	1,116人	67人	1,183人	5.67%
平成20年度	1,259人	47人	1,306人	3.59%
合 計	12,903人	522人	13,425人	3.88%

継続的専門研修制度 (CPE: Continuing Professional Education)

- ・ 公認会計士法において、公認会計士は日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修を受けることとされている。
- ・ 日本公認会計士協会は、公認会計士としての資質の維持・向上、及び公認会計士の監査環境等の変化への適応を支援するために、研修制度 (CPE) を設け、会員に対して毎年研修を行う。

○ 研修の方法

- ・ 集合研修、自己学習、著者等執筆、研修会等講師

○ 研修内容

- ・ 監査業務その他の公認会計士業務に関する事項
- ・ 職業倫理及び公認会計士制度に関する事項

○ 研修の受講

1事業年度につき40単位以上

<必要な単位数>

- ・ 当該事業年度を含む直前3事業年度の合計が120単位
- ・ 1事業年度、20単位以上
(※業務を行わないなどの理由により、研修の必要単位数が軽減された場合に20単位未満であればその単位数)
- ・ 必須単位 (集合研修)
 - 職業倫理に関する研修科目…2単位
 - 監査の品質に関する研修科目…6単位 (※法定監査業務に従事する者に限る)

○ 研修の免除・軽減

【免除】…1事業年度を通じて、公認会計士業務を行わない場合、又は行わないと見込まれる場合には研修を免除

【軽減】…公認会計士業務を行わない期間が1事業年度の相当の部分に及ぶ場合、又は及ぶと見込まれる場合には研修を軽減
(業務を行わない期間に応じて5単位にまで軽減)

<免除・軽減の対象事由(例)>

「一般企業に勤務」、「国又は地方公共団体に常時勤務」、「国会議員・地方公共団体の議会の議員」、「海外在住」、「療養中」、「育児」など

(注) 「名刺」、「事務封筒・看板」、「講演」などで公認会計士の肩書きを使用している場合は、公認会計士業務を行っているともみなし
20単位の履修が必要

4. 公認会計士の資質の向上と公認会計士試験制度のあり方

(1) 基本的な考え方

公認会計士は、複雑化・多様化・国際化している今日の経済社会において、不断の自己研鑽による専門的知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての公益上の使命と職責を果たすべきであると基本的に位置づけられる。

公認会計士については、量的に拡大するとともに質的な向上も求められている監査証明業務の担い手として、拡大・多様化している監査証明業務以外の担い手として、さらには、企業などにおける専門的な実務の担い手として、経済社会における重要な役割を担うことが一層求められている。

(2) 公認会計士の資質の向上

② 登録更新制度の導入と「継続的専門研修」の履行の義務づけ

公認会計士が監査証明業務を的確に行うためには、資格取得後も、その専門的能力と幅広い見識を維持・向上させていくことが重要である。

このため、公認会計士の登録については、法制度上、一定の有効期間を設けるとともに、引き続き登録する場合には、登録の更新を必要とする「更新制度」を導入する方向で検討することが適切である。

ただし、その導入に当たっては、本年4月から導入された公認会計士協会の「自主規制」による「継続的専門研修」の義務づけの効果を適切に評価することが必要である。

また、併せて、法制度上、「継続的専門研修」の受講を義務づけるとともに、当該受講を「更新制度」における要件の一つとする方向で検討することが適切である。

(3) 公認会計士試験制度の見直し

① 具体的な方策

我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割にかんがみ、監査証明業務に従事するにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくことが必要不可欠である。

このために、公認会計士試験制度を見直すことが必要である。

公認会計士の人数の拡大については、試験合格者の資質を確保しつつ、受験者数の大幅な増加を図るための方策、専門資格者などに対する試験の免除、高度な専門的職業人材の養成に特化した教育課程との連携が不可欠である。

まず、第一に、受験者数の増加については、社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい試験制度への見直しが必要である。

(略)

C P E 義務不履行者数の推移

(単位：人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
法定義務不履行者	817	692	671	551	557
法定義務達成率	94.0%	95.1%	95.5%	96.5%	96.6%
法定義務不履行者のうち氏名等公表の自主処分を受けた者	3	3	11	84	120
法定義務履行者のうち自主規制である「職業倫理」4単位を履修しなかった者	0	0	598	316	191

(注1) 「法定義務不履行者」とは、平成16年度以降の取得単位数の累計が、取得すべき単位数の累計に満たない者。

すなわち、当該年度に義務不履行であったか又は当該年度以前に義務不履行であったかのいずれかを満たす者であって、過去の不足単位を後から履修した者を除く。

(注2) 平成20年度義務不履行者557名のうち、平成20年度において内閣府令で定める40単位を履修していない者は451名。

(注3) 「法定義務達成率」とは、義務対象者(免除・軽減承認された者を除く。)に占める法定義務履行者の比率。

(注4) 氏名等公表の対象者とした基準については以下のとおり。

- ・ 平成19・20年度：当該年度の不足単位数の累計が81単位以上の者。
- ・ 平成18年度：当該年度の不足単位数の累計が61単位以上の者。
- ・ 平成16・17年度：法定監査従事者(協会に提出された監査概要書、監査実施報告書により確認)。

平成20年度CPE義務不履行者のうち氏名等公表された者の
義務不履行の理由

義務不履行の理由	人数	構成比
CPEに対して否定的	17	14.2%
税務のみを行っているため	12	10.0%
業務を全く行っていないため	6	5.0%
多忙だから	2	1.7%
病気のため	2	1.7%
履修結果を協会に申告するのを失念	2	1.7%
免除申請を失念	1	0.8%
理由不明	90	75.0%
連絡が取れない（登録先の電話は現在使用されていない）	27	22.5%
電話は通じるものの本人と直接話ができない	22	18.3%
連絡先不明	17	14.2%
不在（留守電設定なし）	15	12.5%
合 計	120	100.0%

国際教育基準（抜粋）

IES 1 : ENTRY REQUIREMENTS TO A PROGRAM OF PROFESSIONAL ACCOUNTING EDUCATION

国際教育基準第 1 号 : 会計職業専門家教育を始めるための参加要件

<p>Entry Requirements to a Program of Professional Accounting Education</p>	<p>会計職業専門教育プログラムを始めるための参加要件</p>
<p>6. For an individual seeking to begin a program of professional accounting education leading to membership of an IFAC member body, the entry requirement should be at least equivalent to that for admission into a recognized university degree program or its equivalent.</p>	<p>6. IFAC メンバー団体の会員資格につながる会計職業専門家教育プログラムを始めようとする者の参加要件は、少なくとも、大学学位プログラムへの進学を許可する要件又はそれと同等である必要がある。</p>
<p>7. An individual needs to bring to a program of professional accounting education an appropriate level of prior education and learning to provide the foundation necessary to acquire the professional knowledge, professional skills, and professional values, ethics and attitudes needed to become a professional accountant.</p>	<p>※本項は、基準そのものではなく、基準（第 6 項）の説明、補足</p> <p>7. 会計職業専門家となるための学習を始めようとする者は、「職業会計士となるために必要な専門家としての知識、専門家としてのスキル、職業専門家としての価値観、倫理及び心構え」の修得に必要なレベルの事前教育と学習を行なっている必要がある。</p>

I E S 2 : CONTENT OF PROFESSIONAL
ACCOUNTING EDUCATION PROGRAMS

国際教育基準第2号：会計職業専門家教育プログラムにおける教育
科目

Introduction	はじめに
<p>4. Professional accounting education may take place in an academic environment or in the course of studying for a professional qualification, but should be at least equivalent to degree level study. Candidates need to acquire the professional knowledge, professional skills, and professional values, ethics and attitudes, and need to be able to integrate these elements.</p>	<p>※本項は、基準そのものではなく、基準（11項、14項）の説明、補足</p> <p>4. 会計職業専門家教育は、学術的な環境で行われることもあれば、資格取得の過程で行われることもあるが、少なくとも大学学位レベルと同等の教育を受けるものでなければならない。職業会計士志望者は、「専門的知識」、「専門家としてのスキル」、「職業専門家としての価値観・倫理・心構え」と、それらを統合する能力を身に付ける必要がある。</p>
Content of Professional Accounting Education Programs	会計職業専門家教育プログラムの内容
<p>11. Professional accounting study should be a part of the pre-qualification program. This study should be long enough and intensive enough to permit candidates to gain the professional knowledge required for professional competence.</p>	<p>11. 会計職業専門教育は、資格取得前教育の一部として行われなければならない。この専門教育は、職業会計士志望者が、能力として要求される専門的知識を修得するために、十分な長さの時間で集中的に行われなければならない。</p>
<p>14. The content of professional accounting education should consist of:</p> <p>(a) accounting, finance and related knowledge;</p> <p>(b) organizational and business knowledge; and</p> <p>(c) information technology knowledge and competences.</p>	<p>14. 会計職業専門家教育の内容は次の知識分野からなる。</p> <p>(a) 会計、ファイナンス及びその関連知識</p> <p>(b) 企業等の組織及びビジネスの知識</p> <p>(c) I Tの知識及び能力</p>

I E S 3 : PROFESSIONAL SKILLS

国際教育基準第3号：職業専門家としてのスキル

General Education	一般教育
19. All professional education programs should include some portion of general education.	19. 全ての会計職業専門家教育プログラムの中には、「一般教育」のある部分も含まなければならない。

I E S 5 : PRACTICAL EXPERIENCE REQUIREMENTS

国際教育基準第5号：実務経験の要件

Practical Experience Requirements	実務経験の要件
11. The period of practical experience should be a minimum of three years. A period of relevant graduate (beyond under-graduate, e.g., masters) professional education with a strong element of practical accounting application may contribute no more than 12 months to the practical experience requirement.	11. この資格取得前の実務経験の期間は、少なくとも3年とすべきである。 この場合、大学院相当（大学学部卒業以上、例えば、修士課程）の職業専門家教育の期間で、実務面に特に重点を置いて会計を応用するような期間は、実務経験の要件である3年のうちの12ヶ月分に相当すると見てよいであろう。